

提出書類一覧表 【物品・役務】

- ・提出書類は、書類番号順に並べてクリップ留めで提出してください。(ホッチキス留め不可。ファイル不要。)
- ・押印を要する書類は、**原本**を提出してください。印刷・カラーコピー等は不可です。
- ・「写し」については、複写機等により複写したもので、ほぼ原寸大の鮮明なものに限ります。
- ・納税等の証明については、領収書等の写しは不可です。指定の納税証明書を添付してください。

○：全業者 提出必要 △：該当する場合は必要

書類 番号	提出書類	法人	個人
1	提出書類チェックリスト【物品・役務】	○	○
2	令和7・8年度入札（見積）参加資格審査申請書（指定様式） 物品様式2-1、2-2 <ul style="list-style-type: none"> ・様式は新居浜市の契約課ホームページからダウンロードできます。 ・記入にあたっては「申請書（物品・役務）記載要領」を参照。 ・申請様式は2枚（2-1、2-2）、申請書内に委任状欄・使用印鑑届出欄があります。 ・申請者（本社）実印の押印が必要です。（省略不可） 	○	○
3	物品納入実績調書（別紙1） <ul style="list-style-type: none"> ・申請業種に、<u>物品（業種番号1～33）</u>がある事業者は、提出が必要です。 ・記載要領を参照して作成してください。 	△	△
4	役務（業務委託）実績調書（別紙2） <ul style="list-style-type: none"> ・申請業種に<u>役務・業務委託（業種番号51～61）</u>がある事業者は、提出が必要です。 ・記載要領を参照して作成してください。 	△	△
5	申請業種に関し法令上必要とする営業資格等一覧表（別紙3） <ul style="list-style-type: none"> ・申請業種に係る営業に関し、法令上の許可等を必要とするものについて、別紙「申請業種に関する許認可等の例示」を参考に記入してください。 ・例示していない許可等についても、申請業種に関連するものがあれば記入してください。 	△	△
6	営業資格等証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> ・別紙3「営業資格等一覧表」に記入した許可等について証明書の写しを添付してください。 	△	△
7	印刷関係設備調査表（別紙4） <ul style="list-style-type: none"> ・申請業種に「1. 電算印刷」、「2. 印刷・地図（一般印刷・特殊印刷）」、「60. 広告・宣伝（ポスター・冊子製作）」がある事業者は、提出が必要です。 	△	△
8	誓約書（指定様式） <ul style="list-style-type: none"> ・誓約者は申請者となります。申請者（本社）実印の押印が必要です。（省略不可） 	○	○
9	印鑑証明書の写し （法人）法務局が証明するもの <発行場所：法務局> （個人）代表者分 住所地の市町村長が証明するもの <発行場所：住所地の市町村役場> ・ 発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のもの に限ります。	○	○
10	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）の写し（法人） （法人のみ）法務局が証明するもの <発行場所：法務局> ・ 発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のもの に限ります。	○	
11	代表者の身分証明書の写し（個人） （個人のみ）本籍地の市町村長が証明するもの <発行場所：本籍地の市町村役場> ・ 発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のもの に限ります。 ・「 <u>運転免許証・保険証</u> 」等の本人確認の身分証明書のことはありません。 ※身分証明書の交付を、本人以外の方が申請する場合は、申請時に承諾書が必要です。詳しくは、発行場所となる市町村役場の戸籍担当窓口にお尋ねください。		○

書類 番号	提出書類	法人	個人
1 2	<p>新居浜市納税証明書の写し</p> <p>(法人) 会社名義の納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新居浜市内に本・支店又は営業所を有する場合は提出が必要です。 ・非課税により納税義務が発生していない場合は、「<u>現在滞納がない</u>」ことを証明する納税証明書を提出してください。ただし、法人新設1年未満の事業者については、<u>新居浜市課税課の受付印が押印されている「法人設立(設置・変更・解散等)届」の写し</u>を提出してください。 <p>(個人) 代表者名義の納税証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者が新居浜市内に住所を有する場合は提出が必要です。 ・非課税により納税義務が発生していない場合は、「<u>現在滞納がない</u>」ことを証明する納税証明書を提出してください。 <p>・発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。</p> <p><発行場所：新居浜市役所 本庁2階税務総合窓口></p> <p>※ 本庁1階市民課窓口、上部支所、川東支所、別子山支所でも請求できます。 ただし、「<u>現在滞納がない</u>」ことを証明する納税証明書は本庁2階税務総合窓口のみで発行します。</p> <p>※ 本人(代表者)以外の代理の方が交付申請する場合は、申請時に委任状が必要です。 委任を受けた支店等が本社の納税証明を申請する場合は、本社から支店等の従業員(窓口に来る方)への委任状が必要ですのでご注意ください。</p> <p>(参考) 新居浜市収税課ホームページ 「納税証明について」 https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/syuuzei/nouzeisyomeisyo.html</p>	会社 名義 △	代表者 名義 △
1 3	<p>国税納税証明書の写し(未納がないことの証明)</p> <p>(法人) その3の3(法人税・消費税及び地方消費税) (個人) その3の2(申告所得税・消費税及び地方消費税)</p> <p>・免税事業者・新設事業者にかかわらず、必ず提出してください。</p> <p>・発行日が、申請書提出日から起算して3か月以内のものに限ります。</p> <p><発行場所：納税地を所轄する税務署></p> <p>※ 免税・新設により納税義務がない場合も発行されます。</p> <p>※ 国税庁ホームページから交付請求書・委任状等ダウンロードができます。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</p>	○	○
1 4	<p>適格請求書発行事業者(インボイス)登録通知書等の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格請求書発行事業者で、初めて新居浜市にインボイス登録番号の届出を行う場合は添付してください。(令和5・6年度申請時に届出済みの場合は、添付不要) ・登録時に税務署から発行された「適格請求書発行事業者の登録通知書」の写しの代わりに、国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」該当ページの出力書面等のインボイス登録番号が確認できる書類であれば可。 <p>(参考) 国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」 https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/</p>	△	△
1 5	<p>代理店・特約店等証明書の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造元・問屋等と代理店・特約店関係がある場合は、証明書等の写しを提出してください。 	△	△
1 6	<p>申請書受領確認用はがき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送又は信書便による提出で、受領確認が必要な場合は添付してください。 ・提出要領の「受領票はがき見本」を参照のこと。 	△	△

※各証明書を取得する際の必要書類については、各発行場所にてお尋ねください。

※個人の印鑑証明書・身分証明書を新居浜市役所で取得する場合は、新居浜市役所本庁1階市民課3番窓口・上部支所・川東支所・別子山支所で請求してください。身分証明書を本人以外が申請する場合は承諾書が必要です。

(参考) 新居浜市市民課ホームページ <https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/simin/>